

2026年6月30日

No.INTT\_002

## 不当廉売関税（AD 関税）に係る迂回防止制度の創設

執筆者：弁護士 手塚崇史 / 弁護士 須網隆夫 / 弁護士 越知弥

### 1. はじめに

アンチ・ダンピング（AD）関税（不当廉売関税）とは、輸出国の国内価格（正常価格）を下回る価格による輸出（ダンピング輸出）が、輸入国の国内産業に実質的な損害等を与えている場合に、その価格差を相殺する追加関税（AD関税）を課することができる制度である。国内価格を高く設定し、国内市場で得た利益で、輸出価格を安くすることは、不公正な貿易と考えられているからである。WTO協定も、「1994年の関税及び貿易に関する一般協定（GATT1994）」第6条及びアンチ・ダンピング協定（AD協定）に基づき、一定の規律の下に、これを認めている。

さて、2026年3月31日、国会において「関税定率法等の一部を改正する法律」が成立し、翌4月1日より施行された。本改正の目玉の一つが、AD関税に係る迂回防止制度の創設である。

本制度は、AD関税の課税命令に服すべき者が、課税命令の対象から形式的に外れる工作をしつつ、実質的には課税命令前と同等の商業行為を継続する、いわゆる「迂回（Circumvention）」に対して、より迅速な手続でAD関税措置を拡張し、その実効性を確保することを目的とするものである。

本稿では、迂回防止制度の創設に係る立法経緯を踏まえつつ、制度の概要及び手続を解説し、EUの状況から示唆される今後の課題・実務上の留意点を展望する。

### 2. 背景と経緯

#### (1) 日本のAD関税制度の概要

迂回防止制度の前提として、日本のAD税制を概観する。日本のAD関税は、関税定率法、不当廉売

関税等に関する政令、不当廉売関税等に関する手続等についてのガイドラインによって定められている。

AD関税措置の課税要件は、①ダンピング輸入の事実、②国内産業への実質的な損害等の事実、③①と②の因果関係の3つであり、これらを充足する場合に、対象貨物、供給者又は供給国、及び期間を指定して、正常価格と日本向け輸出価格の差額の範囲内で追加関税を課することができる。課税期間は原則5年以内であり、期間満了後にダンピングが継続・再発する恐れがあると認められる場合は延長できる。

## (2) 迂回問題の深刻化と制度創設の経緯

さて、AD関税は対象国・対象貨物を指定して課税されること、その効力を免れようとする「迂回」行為が世界的に発生している。近年、日本でも、AD関税の対象製品について類似品の輸入増加や第三国経由の輸入増加が確認され、迂回が懸念される事例が生じている（中国産黒鉛電極や韓国・中国産溶融亜鉛めっき鉄線の貿易動向変化等）<sup>1</sup>。

しかし、従前の制度では、迂回行為に対応するためには、改めてAD関税課税のための調査を行う必要があり、損害認定には原則として3年間のデータが必要であること<sup>2</sup>、迂回品単独では損害認定が困難なケースがあり得ること、新たなAD関税課税を求める調査には原則1年（最大1年6か月）を要することなど、迂回に対し迅速な対処が困難であるという構造的な問題が存在した<sup>3</sup>。また、G20諸国の中で迂回防止制度を持たないのは、2024年9月時点で日本とインドネシアのみであり、鉄鋼・化学業界を中心とした産業界からも制度創設が求められていた<sup>4</sup>。

こうした背景から、財務省・経済産業省主導の下、今次改正による迂回防止制度の創設に至った。

## 3. 迂回防止制度の概要

### (1) 対象となる迂回行為

対象となる迂回行為の類型は、以下のとおりである。迂回防止措置を求めて申請する場合には、以

---

<sup>1</sup> 関税・外国為替等審議会 不当廉売関税の迂回防止に関するワーキンググループ「不当廉売関税に係る迂回防止制度創設の必要性（令和8年度関税制度改正要望）」（2025年）2-3頁

<sup>2</sup> WTO/AD委員会・勧告文書（G/ADP/6）1(c)、不当廉売関税等に関する手続等についてのガイドライン 6(6)二

<sup>3</sup> 前掲注1）4頁

<sup>4</sup> 一般社団法人日本化学工業協会「関税定率法改正（迂回防止制度の創設）に対するコメント」（2024年）、一般社団法人日本鉄鋼連盟「不当廉売関税にかかる迂回防止制度の早期創設の要望について」（2025年）

下の迂回行為の事実に加えて、国内産業への実質的な損害等の事実を収集して提出する必要がある<sup>5</sup>。

類型	概要
① 第三国迂回	原措置対象国 (AD 関税を課税されている貨物の供給国) から輸出された貨物等を原材料として第三国で最終加工のうえ日本に輸入する行為 (関税定率法第 8 条の 2 第 1 項 1 号)
② 軽微変更迂回	原措置対象国において原措置対象貨物と性質及び形状が近似する貨物を生産して日本に輸入する行為 (同項 2 号)
③ 輸入国迂回	原措置対象国産の原材料を日本に輸入し、日本国内で最終加工のうえ販売する行為 (同項 3 号)

なお、第三国迂回及び輸入国迂回については、迂回品の価額に占める原措置対象国産の原材料の価額の割合が概ね60%以上であり、かつ、第三国・日本での最終加工が生産の工程において重要でない場合 (最終加工により付加される価額の製造原価に対する割合が概ね25%以下であることのほか、第三国での投資水準、調査及び研究の程度、加工の程度、加工の方法、生産設備の程度を考慮して判断される) に課税対象となる。また、軽微変更迂回における「性質及び形状の近似」は、物理的・化学的特徴、用途、代替性、販売経路、関税分類等から総合的に判断される。

## (2) 申請・調査手続の概要

まず、申請適格者は、原措置対象貨物と同種貨物の日本の生産者及び生産者団体 (利害関係者) で、同種貨物の国内総生産高の25%以上の生産高を占める者・団体である。なお、調査開始にあたっては、申請を支持する国内生産者の数又は総生産高が、申請に反対する国内生産者の数又は総生産高を超えることが必要である。

申請受付後、政府 (経済産業省・財務省等からなる調査チーム) は原則2か月を目途に調査開始の可否を判断する。今次改正より前は、迂回に対応するために原則1年 (最大1年6か月) の新たなAD課税調査を要し、損害等の認定のための調査対象期間についても原則3年間分のデータを政府に提出する必要があった。これに対し、迂回防止制度では、調査期間を原則10か月 (最大16か月) に、損害等の調査対象期間を原則1年に短縮し、迂回に対する迅速な対応が可能となっている。

上記調査により迂回行為が認定された場合、原則として原措置と同一のAD税率のAD関税が適用される。課税期間は、原措置の終了期限まで (原措置が延長された場合は迂回防止措置も連動して延長) となる。なお、経済活動として合理性を有する取引までを過度に制約することがないよう、関係

<sup>5</sup> 経済産業省「アンチダンピング (AD) 措置の迂回防止制度の概要」 (2026 年) 9-11 頁

事業者による除外申請及び還付請求に係る手続も整備されている。

申請に関する手続の詳細は、経済産業省が公開している概要資料<sup>6</sup>や書面作成の手引き<sup>7</sup>なども適宜参照されたい。

#### 4. EUの迂回防止制度からみる日本の今後の課題

迂回防止制度の創設にあたり、政府は、WTO協定整合性の観点から、より慎重に設計されているEUの迂回防止制度（2016年欧州議会・EU理事会規則第1036号の第13条<sup>8</sup>）を参考としている<sup>9</sup>。このため、日本の制度の今後の課題を示す先行指標として、EUにおける制度の運用実態と問題点を確認することは有益である。

EUの迂回防止措置では、日本と同様の迂回類型（第三国迂回、軽微変更迂回、輸入国迂回）に加えて、販売経路の再編による迂回が対象とされている。迂回認定に際しては、日本と同様に、ダンピング輸入の存在や国内産業への損害（原措置の救済効果を損なうことを含む）が要件であるほか、迂回認定のための数値基準が設けられている（輸入国や第三国での組立作業（assembly operation）につき、原材料割合60%以上かつ付加価値割合25%以下）。

EUの迂回防止制度における課題として、以下の3点が挙げられる。これらは、いずれも日本の迂回防止制度にも通ずる課題である。

##### ① WTO 協定への整合性

迂回防止制度については加盟国間で意見の相違があり、AD協定による規律の必要性の有無や内容について現在まで合意に至っていない<sup>10</sup>。したがって、WTO協定において、迂回防止措置を明示的に授權する規定は存在せず、将来的にWTO紛争の対象となり得る可能性を否定できない。

比較的慎重な制度を採用しているEU、そして当該制度を参考にした日本においても、今後の制度運用によっては国際通商法上の紛争となる可能性に留意が必要である。

---

<sup>6</sup> 前掲注 5

<sup>7</sup> 経済産業省「不当廉売関税（アンチダンピング関税）の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等に対して関税を課することを求める書面の作成の手引き」（2026年）

<sup>8</sup> REGULATION (EU) 2016/1036 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 8 June 2016

<sup>9</sup> 関税・外国為替等審議会 不当廉売関税の迂回防止に関するワーキンググループ「不当廉売関税にかかる迂回防止制度の骨格（案）」（2025年）2頁

<sup>10</sup> 経済産業省「不公正貿易報告書」（2025年）324頁

## ② 適用対象の不明確性

EUでは、2020年10月にインドネシア原産の熱間圧延ステンレス鋼・コイルの輸入に対しAD関税を課し、さらにインドネシア原産のステンレス鋼スラブをほぼ唯一の原材料としてトルコにおいて完成作業を行い、トルコから発送された熱間圧延ステンレス鋼コイルについても、第三国迂回を基礎づける「組立作業（assembly operation）」に当たるとして2023年4月にAD関税を拡張していた<sup>11</sup>。

これに対し、EU一般裁判所は、2026年3月4日の判決（T-379/23、Çolakoğlu Metalurji AŞ対欧州委員会）において、「組立」とは複数の部品を組み立てて一つの物体を形成する行為を指すところ、規則の条文及び過去の判例法を踏まえると、「完成作業」は「組立作業」の一種を構成するものであるから、単一の原材料・半製品を加工して完成品を製造するような「完成作業」は「組立作業」には該当しないとの解釈を示し、トルコ発送製品にAD関税を拡張する規則を取り消すとの判断を下した<sup>12</sup>。この判決はEUの迂回防止措置の適用範囲を限定するものとして注目される。

日本の制度でも「性質及び形状が近似する貨物」や「最終加工が重要でないこと」などの解釈次第で、正当なサプライチェーン再編が迂回と誤認定されるリスクが存在し、今後のガイドライン等の整備や運用の明確化が急務である。

## ③ 輸出者による除外申請の負担

EUでは、委員会が迂回の存在を国・産品単位で認定した場合、対象国のすべての輸出者にAD関税の拡大措置が適用され、迂回に関与していない誠実な企業であっても、自ら免除を求める申請を行い、非関与を証明する負担を負うことになる。

日本の制度も同様の構造（除外申請）を採用しており、第三国の輸出者・生産者が調査開始を知り、期限内に証拠を収集・整理して期限内に除外申請を行うためには、迅速な情報収集と対応体制（例えば除外申請の期限に関する官報の公告等を定期的にモニタリングする体制など）の整備が重要となる。

## 5. 輸出入実務への影響と対応

迂回行為の被害に遭っている日本国内の企業にとっては、迅速に迂回行為に対するAD関税の拡大を求めることが可能となった点で、本制度創設の意義は大きい。他方、複数国にわたるサプライチェ

<sup>11</sup> COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2023/825 of 17 April 2023

<sup>12</sup> Reports of Cases: JUDGMENT OF THE GENERAL COURT (Eighth Chamber, sitting with five Judges) 4 March 2026

ーンを確立している業種では、迂回防止措置の影響範囲が広範に及び、国際分業に悪影響を及ぼす可能性もある<sup>13</sup>。

そこで、自社が原措置対象国や第三国から原措置対象貨物の近似品や原措置対象国産の原材料を調達している場合には、自社の取引が迂回輸入に係る3類型のいずれかに該当する可能性を定期的に評価する体制を整備することが重要である。特に、日本国内や第三国での最終加工を行っている場合には、原材料に占める原措置対象国産の原材料の割合（概ね60%以上）や最終加工による付加価値の割合（概ね25%以下）を把握した上で、迂回認定リスクを評価する必要がある。

また、外国の生産者・輸出企業については、調査開始後は期限内の除外申請が唯一の対応手段となるため、前述の迂回認定リスクの評価に加え、迅速に調査開始公告を発見し、証拠収集・除外申請書類の作成・提出を行うための体制（社内連絡フロー、専門家チームの確保など）を事前に整備することも重要である。

## 6. おわりに

AD関税措置の迂回防止制度の創設は、日本の貿易救済制度の実効性を大幅に高めるものである一方、迂回認定された場合には、輸入者・輸出者ともに広範な影響が及ぶ。制度が新設されたばかりであり、主要な判断基準の運用は個別の事例の積み重ねによって明確化されていく段階にあるため、今後の動向に注視が必要である。

以上

---

<sup>13</sup> 前掲注 4) 日本化学工業協会のコメントでは、「化学業界では、例えば、中国で中間体まで製造、その後、インドで最終製品化、日本に輸入するなど、国際分業が進んでいます。迂回防止措置の対象範囲が広げられすぎて、これらの国際分業に悪影響を及ぼすような運用となることは避けられるべきと考えます。」との懸念が表明されている。

## 執筆者

弁護士 手塚崇史（パートナー、第一東京弁護士会）

Email: [takashi.tezuka@aplax.jp](mailto:takashi.tezuka@aplax.jp)

弁護士 須網隆夫（顧問、第二東京弁護士会）

Email: [takao.suami@aplax.jp](mailto:takao.suami@aplax.jp)

弁護士 越知弥（アソシエイト、第二東京弁護士会）

Email: [tomoya.koshi@aplax.jp](mailto:tomoya.koshi@aplax.jp)

## お問い合わせ先






本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 国際通商チーム

Email: [jpg\\_intltrade@aplax.jp](mailto:jpg_intltrade@aplax.jp)

当事務所のニュースレターをご希望の方はニュースレター配信申込フォームよりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーはこちらよりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

<p>東京オフィス   Tokyo Head Office</p> <p>〒100-0011 東京都千代田区 内幸町 2-2-2 富国生命ビル（総合受付：16F）</p> 	<p>大阪提携オフィス   Osaka Affiliate Office</p> <p>（A&amp;S 大阪法律事務所） 〒530-0005 大阪府大阪市北区 中之島 2-3-18 中之島フェスティバルタワー16階</p>	<p>福岡提携オフィス   Fukuoka Affiliate Office</p> <p>（A&amp;S 福岡法律事務所） 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 2丁目 12-1 天神ビル 10階</p> 
<p>ニューヨーク提携オフィス   New York Affiliate Office</p> <p>1120 Avenue of the Americas, 4th Floor New York, New York 10036</p> 	<p>ロンドンオフィス   London Office</p> <p>85 Gresham Street, London EC2V 7NQ, United Kingdom</p> 	<p>フランクフルト提携オフィス   Frankfurt Affiliate Office</p> <p>Barckhausstraße 1 (8th Floor), 60325 Frankfurt am Main, Germany</p> 
<p>ブリュッセルオフィス   Brussels Office</p> <p>CBR Building, Chaussée de la Hulpe 185, 1170, Brussels, Belgium</p> 	<p>ホーチミンオフィス   Ho Chi Minh Office</p> <p>10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam</p> 